

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。

いわゆる成田財特法につきましては、昭和四十五年の法制定以来、これまで約五十年のうちに法律の有効期限が七回延長されて、今回は八回目の延長を行おうとするものです。また、有効期限の延長期間について、これまでほとんど五年間とされていたのが、今回は十年間となっております。

前回の改正に際して、有効期限を五年間延長することの理由として総務省が挙げたのは、当時の空港周辺地域整備計画の期限であった平成二十五年末までに終わらない事業が六あること、新規に必要な事業が七あることでありました。その法案審議を行ったのがちょうど五年前のこの委員会です。私も質疑に立ちましたが、そのとき、この総務省にお尋ねしました。空港周辺地域整備計画がエンドレスに作成されるのではないかと問うたところ、当時の自治財政局長から、「今後、整備計画に盛り込む予定の事業は、今回五年の法律の期限の延長をお願いしておりますが、この平成三十年度までには完了する予定であります。」との答弁がありました。

しかし、実際には、現行の法律の有効期限である今月末までに完了することが困難な事業が残されているようです。事業完了に至らなかったのは地元の事情があつて致し方なかった面もあるのか

と思ひますが、本件に限らず、時限立法に基づく事業は期限内に完了するのが原則であるということとは改めて確認しておくべきことではないかと思つております。今回の延長後の事業についても、期限内に完了できず、そのためにまた期限の延長を求めるということになれば、本当に必要な事業であつたとしても、何か節度を失つていないのか、財政規律が働いていないのではないのかとの疑念を招きかねないからです。

予定している事業は全て期限内に完了し、その時点で新たに実施すべき事業があるようだったら期限の延長を検討するというのが本来のあるべき姿ではないかと思ひますが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣（石田真敏君） おはようございます。お答えさせていただきます。

現在の空港周辺地域整備計画におきまして、補助率かさ上げの対象となつてゐる事業のうちで、県道二か所、それから市町道が二か所の計四か所につきまして、本来期限内に終わる見込みであつたところ、一部住民から協力が得られなかつた等の理由から用地取得に時間を要したこと等によりまして期限内に完了しないこととなつたものでございます。

さらに、今回成田財特法の延長等をお願い申し上げてゐる趣旨は、これらの継続事業への対応と

○委員長（秋野公造君） 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

いうことに加えて、訪日外国人旅行客数を二〇三〇年までに六千万人とする政府目標を実現するため実施される第三滑走路の増設などの成田空港の更なる機能強化の影響を緩和するためには、成田用水施設の改築、道路の改築などの新たな公共施設等の整備を行う必要があることを踏まえたものでございます。このような状況に鑑みまして、引き続き成田空港の周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、この度、法律案を提出させていただいたところでございまして、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉川沙織君 今、大臣冒頭に、三月十二日の衆議院総務委員会では自治財政局長が答弁なさっておりますけれども、法延長後においても引き続き事業を実施するものとしたしましては、県道が二か所、市町道二か所の計四か所、今年度中に完了しない理由としては一部住民の方から理解が得られない時期があったと答弁されていますし、機能強化のことも理由として挙げられています。

ですから私、前段でそういったことも含めて申し上げて、筋論をお聞きしたかったんです。本来、時限立法が野方図にどンドンどンドン延びていくということはあるべきではなくて、定められた期間内に終わらないのであるならば、それを検証した上で、やっぱり終わらせた上で、それでもなお必要であればというのが本来のありべき姿ではないかと

と思うんです。そうしないと、今回五年でしたから、五年前も質疑に立って、今日もこうやって伺いすることができませんけど、十年、平成四十年、もうそのときはお代替わりしていますけれども、そのとき、十年後ここで誰が立法院の側からいろんな指摘できるのかといったときに、やっぱりそういう財政規律とか節度を持ってやるべきが本来の姿ではありませんかという伺いをしましたので、一言御感想があればお願いします。

平成二十六年三月二十七日のこの委員会で、現行の平成三十年度までの空港周辺地域整備計画に基づく総事業費を当時の自治財政局長にお伺いしましたところ、こういう答弁がございました。「計画の総事業費は五千七百二十億円となる見込みでございます。」と。この点に関し、三月十二日の衆議院総務委員会での答弁によると、平成二十九年年度末までに実施された総事業費は五千六百二十五億円とのことですが、平成三十年度末の総事業費は五年前に答弁がありました五千七百二十億円から変わるのでしょうか、変わらないのでしょうか、お願いします。

○国務大臣（石田真敏君） それは議員御指摘のとおりだというふうに思います。今回も期限内に当然行わなければならないわけでありまして、先ほど申し上げましたように、県道二か所、市町道二か所の四か所について残念ながら期限内に対応できなかったわけでございます。このことはこのこととして、一方で、非常に我々、今後も注意していかなければならない問題だと思っておりますが、もう一方で、新たな課題と申しますか需要と申しますか、出てきたということ、そのことを含めて今回、十年という長い期間でありますけれども、期限の延長をお願いしたいということでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○政府参考人（林崎理君） お答え申し上げます。今お尋ねの平成三十年度末の総事業費でございますけれども、完了した事業費、これまで完了した事業費を決算ベースで修正して見込んだところ、現時点では、前回の御審議の際に申し上げた五千七百二十億円から二億円減少する形、五千七百十八億円という見込みでございます。

○吉川沙織君 その新たな課題という側面も含めて、これから自治財政局長に具体的にお伺いしていきたいと思っております。

○吉川沙織君 今の時点では二億誤差がありますけれども、ほぼそのときの答弁の見込みであるということが今分かりました。で、お伺いします。平成二十六年三月に成田財特法五年延長掛かって、平成二十六年九月に最後変更されたのが成田国際空港周辺地域整備計画、ここの参考資料に成田国際空港周辺地域整備計画

事業費というのが最後に付いています。これによりますと、平成三十年までの事業規模は四千八百八十七億円とされています。平成二十六年三月、同じ年ですけれども、そこに答弁があった事業規模五千七百二十億円に比べると八百億円以上少ない金額がこの計画に掲げられているということになります。この乖離というのはどこで生じているのでしょうか。

○政府参考人(林崎理君) お答え申し上げます。

御指摘の乖離につきましては、空港周辺地域整備計画上の事業費と実績額が異なっているということでございますけれども、整備計画の方が実績よりも少ない、八百億円以上少ないという今御指摘、裏を返すと実績の方が整備計画よりも八百億円以上大きいと、こういう姿になっているわけでございます。これは法律上、今御指摘の整備計画というのは事業の経費の概算を定めることとされているわけですが、原則として、国庫補助率かさ上げ対象事業につきましては、事業費が増加する場合にはこの計画を見直す。これにつきましては、実はかさ上げ対象事業につきましては数十億円減見込みということになっておるわけでございます。

他方で、かさ上げ対象事業以外の事業につきましては、これは事業内容の変更を伴う場合にこの計画の方を見直すということにしておるところで

ございます。

そうしまして、今申し上げたかさ上げ対象事業以外というのが、総武本線の複々線化といったような大きな事業、こちらがございまして、実績額が八百億円以上計画を大きく上回ったということでございます。結果として今御指摘あったような形になっているものでございます。

○吉川沙織君 この最後の計画に掲載された事業費と国会答弁で違う理由というのは、国会答弁の方の五千七百二十億円はかさ上げのないものも含まれた事業費で、計画の四千八百八十七億円はかさ上げのないものは含めない事業費と、こういう理解で合っていますか。

○政府参考人(林崎理君) お答え申し上げます。今申し上げましたのは、整備計画の変更、見直しというのに関して申し上げたものでございまして、事業規模四千八百八十七億円という方にもその他の事業入っておりますけれども、状況の変更でどのような形で整備計画の方を見直すかという点に関して、先ほど答弁申し上げたような形で見直す。したがいまして、整備計画の方が結果的には見直されずに事業費の方が膨らんだ、こういうことでございます。

○吉川沙織君 結果的に事業費の方が膨らんで、最終的に三十年度末見込みの総事業費としては五年前の答弁と近似はしているんですけども、た

だ、この成田国際空港周辺地域整備計画と、あと成田空港が「成田空港 その役割と現状」二〇一八年度という、この広報誌出しているんですけども、これにも事業費のことを書いてあるんですが、結局ここでも特に今のようない説明はなされていなくて、計画よりも実績が妙に、実際伸びたんでしょうけれども、これ分かりづらい。国会で答弁したものとこの計画でかなりの乖離があつて、その辺の事情はどこかで説明する若しくは分かりやすくする必要が、これだけの国費掛けてやっていくんですから、何がしか分かりやすいようにしたい方がいかなと思うんですが、どうでしょうか。

○政府参考人(林崎理君) もっともな御指摘かと思しますので、その点は所管省庁とも協議をして検討してまいりたいと思っております。

○吉川沙織君 所管省庁はどこですか。

○政府参考人(林崎理君) これは国土交通省の方が中心になると思いますので、そちらの方とも私どもよく話をしてみたいと思っております。

○吉川沙織君 この成田国際空港の周辺地域整備計画や何かも所管の大臣、つまり総務大臣と国交大臣が主になるんでしょうけれども、その辺で話し合いをして最後決めていくような立て付けにもなっていますので、是非この点、やっぱりこれだけ延長延長延長を掛けて、もう多分エンドレスにな

っていくんじゃないかと私は思っているんですけども、この辺は分かりやすいせめて情報提供をすべきだと思います。

本法案による改正後の成田財特法の期限ですが、平成四十年年度までの総事業費とそのうちの国費、五年前も今回までの総事業費を伺いましたので、今回の延長期間が十年後ということですので、それまでの総事業費と国費、教えてください。

○政府参考人（林崎理君） お答え申し上げます。成田財特法が施行されました昭和四十五年から、今回お願いしています期限延長、その終期であります平成四十年年度までの総事業費を申し上げますと、六千八百八十六億円となる見込みでございます。うち国費につきましては、これは概算になりますけれども、約一千七億円となる見込みでございます。

○吉川沙織君 それでは、本法案による改正後の成田財特法に基づく国庫補助金のかさ上げ額について、平成三十一年度からの新規事業分と、それを含む平成四十年年度までの総額をそれぞれ幾らと見込んでいますか、教えてください。

○政府参考人（林崎理君） お答え申し上げます。今回、成田財特法を改正した場合に、千葉県のを要望に基づく平成三十一年度から四十年年度までの補助率かさ上げ対象事業のうち、新規事業の補助率かさ上げ額は約六十七億円でございます。また、

今お願いしております継続事業がございますが、これに掛かるかさ上げ分が六億円、それから平成三十年末までに実施予定のものが二百五十三億円ということございまして、合わせまして、平成四十年年度までの補助率かさ上げ総額は、約三百二十六億円と見込んでいます。○吉川沙織君 また確認ですが、いわゆる裏負担部分については、事業ごとにこれは異なると思うんですけども、一般的にどのような財政措置が講じられるということかを改めて御答弁いただきたいと思えます。

○政府参考人（林崎理君） お答え申し上げます。成田財特法の補助率かさ上げ対象事業に対する地方財政措置についてのお尋ねでございますけれども、それぞれの国庫補助事業により異なっておりますけれども、例えば、今回法改正後に新たに補助率かさ上げの対象となり得る事業につきましては、道路でありますとか、あるいは水資源開発施設などは公共事業等債という地方債が当たると、それから学校施設につきましては学校教育施設等整備事業債が当たるということでございます。

○吉川沙織君 一応、建設事業ですので、裏負担部分については地方債と一般財源で賄って、地方債の元利償還金は後年度で交付税措置するということよろしいですか。

○政府参考人（林崎理君） お答え申し上げます。

一般的に申し上げればそういったことございまして、後年度の交付税措置につきましても、それぞれの事業債に応じまして措置率というのは区々でございますけれども、一般論として申し上げます。

○吉川沙織君 この法律案は、法律の有効期限を延長することだけではなくて、国庫補助率のかさ上げの対象となる事業として、今回、成田用水施設の改築を追加する内容となっているかと思えます。

どういった事業がかさ上げの対象となるのかについては成田財特法の別表に掲げられていますが、かさ上げの対象となる事業を追加するためにこの別表の改正を行うおうとするのはいつ以来でしょうか。

○政府参考人（林崎理君） お答え申し上げます。成田財特法の補助率かさ上げの対象となる事業を御指摘の別表に追加するという改正を行うのは、昭和四十五年の制定以来、今回が初めてということになります。

○吉川沙織君 この別表を見て、へえと思つて、今まであったのかなと思つたのでお伺いをしてみました。

この成田財特法の別表を拝見いたしますと、ここに掲げられた事業のうち改築と規定されていないものが幾つかございますが、本法案はそれらを

全て手当てする内容にはなっていません。本法案で手当てしない事業については、現状のこの規定ぶりでも改築も読み込めるといふことなのか、それとも、少なくとも今後、法延長後の十年間の間は改築する必要がない、若しくは地元からの要望がないので法改正しないということなんでしょうか。どちらか教えてください。

○政府参考人（林崎理君） お答え申し上げます。今の御指摘でありますれば、後者に当たるわけでございます。

今回、成田財特法を改正した場合に新たに補助率かさ上げの対象となり得る事業につきまして、これは千葉県の実情に基づきまして、事業の所管省庁とも協議した上で検討してまいりまして、成田用水施設の改築以外の必要な事業につきまして、改築があるものは現行法の中でもちろん読めますし、改築という規定がないものにつきまして、改築は予定されていないということで、現状の規定ぶりで対応可能と認識しているところでございます。

○吉川沙織君 今私申し上げた、読めるのか読めないのか、それとも地元の要望がないのかという、大まかに申し上げれば今回はなかったということでございます。ただ、もしこれからの十年間の間に事情が変わって改築が必要となったときは、逆に言うと、改めて法律を改正しなければなら

ないと言えるところも思っています。適切に対応することができるよう、政府としても現場の状況の把握にちゃんと努めていただきたいということを申し上げて、平成三十一年度からの新たな事業についてお伺いをしたいと思います。平成三十一年度からの新たな空港周辺地域整備計画には、今申し上げました成田用水施設の改築も含めて、何件の事業が追加される見込みでしょうか。

○政府参考人（林崎理君） お答え申し上げます。

今回、成田財特法を改正した場合に、千葉県の要望を踏まえまして補助率かさ上げ対象となり得る事業のうち新たに空港周辺地域整備計画に追加するもの、これは市町村道が七か所ございます、小学校一か所、農地七か所、農業用施設二か所、成田用水の施設の改築事業を含めて農業用の施設が二か所、計十七か所の見込みでございます。

○吉川沙織君 何でこのお伺い、確認のためにさせていたいただいたかと申しますと、三月十二日の衆議院総務委員会、質疑者側が四つの事業の継続に加えてまた新たに十七ですかと言及されていて、逆に、大臣は成田財特法を改正した場合に補助率かさ上げの対象となり得る二十一事業はおっしゃっていますので、明確に会議録に新規事業の数として政府からの答弁ではありませんでしたので、今、十七ということを確認をさせていただきまし

た。では、平成三十一年度からの計画に基づく事業のうち、老朽化に伴う耐震化工事は何件でしょうか。

○政府参考人（林崎理君） 今回、成田財特法を改正した場合に補助率かさ上げの対象となり得る事業のうち、耐震化工事を行うものとしては成田用水施設の改築事業、この一件ということになります。耐震性能が不足している用水橋に対する橋脚の補強などが予定されてございます。

それから、今の御指摘に関連しまして、耐震化工事というそのものではございませんけれども、横芝小学校におきましては、これは老朽化した校舎、これを建て替えるということで、災害時も含めた就学環境の改善を図ることとしていただいております。

○吉川沙織君 つまり、老朽化を含めて耐震化二か所ということではないんですか。

○政府参考人（林崎理君） 横芝小学校の場合は建て替えということになりますので、厳密に言う耐震化ということではないかもしれませんが、いずれにしても大きな地震が起きた場合への対応がこれで十分できるというものが、これについては二件ということでございます。

○吉川沙織君 これも三月十二日の衆議院総務委員会、これは局長が答弁なさっているんですけど

ど、こういう感じで、主な事業といたしましてはと今の二件を答弁なさっているんです。ほかに何かあるんですか。

○政府参考人(林崎理君) 今の二件でございまして、主な事業というよりは、むしろその二件であるというふうに申し上げるべきだったかもしれません。失礼いたしました。

○吉川沙織君 成田財特法が昭和四十五年に制定されてからこれまでもう五十年、私の人生より長いんですけど、経過しています。

初期の頃に実施された事業により設けられた施設等については、成田用水施設のように、今後老朽化が進み耐震性に不安が生じるものがこれからの十年の間に、五十年たつておりますから、増えるんじゃないかと危惧しています。五年前のこの委員会でも、私、耐用年数を踏まえると施設の改修が必要となってくるもの増えるんじゃないですかと指摘申し上げたところです。

政府としても、今後十年間の事業として実施する老朽化対策は、今答弁あった二件の事業だけで十分という御認識なんでしょうか。

○政府参考人(林崎理君) お答え申し上げます。先ほど来答弁申し上げているように、千葉県側の要望も踏まえ関係省庁とも協議をして今の形でお願いをしているところでございます。現時点におきまして、そういった意味で、その老朽化、

耐震化といったようなものにつきましては、今お願いしている事業ということになるわけでございします。

○吉川沙織君 今お願いしている事業って、その二件で十年間もう新たに出不ないという算段でいいということなんでしょうか。

○政府参考人(林崎理君) お答え申し上げます。かさ上げ対象事業としては、十年間の間にこの二件というで見通してお願いをしているものがございます。

○吉川沙織君 今まで五十年経過して、あと十年延長したら六十年。大丈夫なんですかね。

○政府参考人(林崎理君) お答え申し上げます。これまでまさに長い期間掛けて様々な公共施設を整備してきたわけでございまして、そういったもののうち、今後の十年間を見通したときに老朽化に伴いますような耐震化事業といったものは、今お答え申し上げた二件だということでございまして、委員御指摘のように、確かにこれまで長く公共施設整備してきましたので、今後そういった事業が出てくる可能性はもちろんあるわけでございますが、この十年に関しては今申し上げたとおりの二件ということでございます。

○吉川沙織君 これ、五年前も当時の自治財政局長に伺ったんですけど、ある意味では、この計画というのはエンドレス、こういう考え方もできる

と思いますが、局長、いかがでしょうか。

○政府参考人(林崎理君) 冒頭、大臣の方からお答え申し上げましたとおりでございます。やはりそのときそのときの状況というのでもございまして、エンドレスというふうには私が考えるわけでも申し上げるわけでもないわけですが、やはりこの十年まずお願いをいたしまして、その十年が切れる段階の、その段階でのまた御判断ということが出てこようかと思えます。

○吉川沙織君 やらなければいけない事業、それから、地元住民の一部の方の理解がある時期得られなくてどうしても終わらない事業があるということとは重々承知をしています。

ただ、さきに指摘申し上げましたとおり、本法案は今回は、今までは五年がほとんどだったものを、有効期限を十年間延長しようとするものです。これまで五十年間、成田空港はほかの国際空港には講じられていない特別な財政上の措置が講じられてまいりました。

十一年前の当委員会、道路特定財源の暫定措置について議論した際、暫定税率ができた一九七四年より後に生まれて、私、暫定的な人生なんだろうかなどと申し上げたことございますが、その暫定税率と現在に至る当分の間税率を合わせた期間は、実に四十五年です。

これを上回る期間、成田財特法により特別な財

政治上の措置が講じられてきて、本法案は、まあ可決されることになると思いますが、更に十年間延長されることとなります。合わせて六十年間。成田空港にまつわる歴史的経緯や、ほかの国際空港とは置かれている環境が異なるという特殊性は勘案しなければなりません。六十年という期間の重みに思いを致すと、事業の適正性については引き続き十分に注視をしていく必要があると思います。

成田財特法では、千葉県知事が空港周辺地域整備計画の案を作成して総務大臣に提出し、その案を総務大臣が国交大臣始めとする関係大臣と協議して同計画を決定するということになっています。計画の変更についてもこれと同様の手順が踏まれることとなります。ですから、計画の内容から期間中に必要となる国費の額を試算するというのもできると思います。事業規模が計画時点で見込んだものよりも膨らんでいけば、当然必要となる国費も増加していくこととなります。

先ほど答弁がありましたように、平成四十年までの総事業費はおおよそ約六千二百億円、そのうち国費の額は約一千七百億円と見込まれているようでございます。しかし、これが十年という長い期間ともなると、やっぱりその間に老朽化、今のところは二件ですけど、もしかしたら六十年の期間に耐えられず増えていくかもしれません。そう

なると事業費が想定よりも膨らんでいき、必要となる国費も増加していく可能性が高いと言えるのではないかと思っております。

計画の変更に当たって総務大臣と関係大臣が協議する際には、事業の規模や内容の適正性等についても検討されると思いますが、成田財特法では法律の期限を迎えるまでの各年度における政府の関与について規定していません。さきに指摘したように、法律の期限内に事業を完了させるのが原則であることを踏まえながら、事業規模がどんどん膨らんでいってしまわないように政府の側からもしっかりと財政規律を働かせるようにすべきと私は考えます。

今後、計画案の変更時以外の機会ですべて具体的などのような方策により財政規律を働かせようとしているのか、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣（石田真敏君） 成田財特法の補助率かさ上げの対象事業につきましては、成田財特法第三条の規定によりまして、空港周辺地域整備計画に記載されている事業のうち、総務大臣がその事業を所管する主務大臣や財務大臣と協議し指定することで決定されることになっております。

この事業指定につきましては、運用上、毎年度実施することとしていただいております。したがって、毎年度事業指定した上で当該事業を予算化することで適切に財政規律が働くものと

考えておるところであります。

○吉川沙織君 毎年度事業指定の中で財政規律が働いていくものと考えていらつしやるということだったんですけど、それ、どんどん膨らんでいったときに、これって国会は関与する仕組みがないんですけれども、それについて御見解があればお願いします。

○政府参考人（林崎理君） お答え申し上げます。

今、大臣の方から答弁申し上げました。また、先生の方からも御指摘いただきました。そういった意味で、法律ということでは十年間、そして今大臣からお答え申し上げました、整備計画に係る事業のうち協議をして指定をするということによって決定される、これは運用上毎年度実施する。こういった形で、言わば国会からの委任いただいている部分と、それから、先ほど先生おっしゃった、政府としてのしっかりとコミットメントといいますか歯止めといったようなものができ上がっているということございまして、その点しっかりと留意しながら私ども運用してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 前は本五年の延長だったので、こうやって前回は疑問でしたが、私、こうやって、この総事業費どれぐらい膨らみましたか、これからどれぐらいで完了しますかとか、老朽化対策はどうなるかというのはお伺いできましたけれども、

十年後、今この場にいらっしやる議員がどれだけ残っているかという問題もありますし、チェック機能を立法府が働かすことができるのはこの法改正のときのみになってしまいます。

ですから、本改正により地元の財政需要に対して的確に伝えていただくことは政府の責任になってまいります。こうやって法改正、今度も実は五年でやってくれたらもう一回できたんでしょけれども、より良い事業となるよう、政府としても引き続きしっかり取り組んでいただくことをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございます。